

軽自動車税・自動車税の納期限は6月1日です

軽自動車税と自動車税は、毎年4月1日現在(※)で登録されている車両の所有者に課税されます。5月中旬に送付される納税通知書により、納期限内に納めてください。※4月1日現在とは、軽自動車税は1日午後5時15分、自動車税は1日午前0時をさします

納期限 6月1日(月)

納税場所 軽自動車税・自動車税納税通知書の裏面をご確認ください。

他口座振替納税を利用する場合、6月1日が振替日です。預金残高を必ずご確認ください。これから申し込む場合、令和9年度納税からの利用となります。

軽自動車税の継続検査(車検)用納税証明書の送付廃止について

昨年まで、口座振替やスマートフォンアプリで納期限内に納税した人に「継続検査(車検)用納税証明書」を郵送していましたが、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の稼働により、軽自動車税納付状況の確認が電子化され、車検時の納税証明書の提示が不要になったため、今年度(令和8年度)以降「継続検査(車検)用納税証明書」の郵送は廃止されます。

なお、軽JNKSに納税情報が反映されるまで約10日かかります。軽自動車税を納付後10日以内に車検を受ける場合、口座振替の人は軽自動車税の引き落とし額を記帳した「通帳」を窓口を持参すれば

納税証明書が交付可能です。その他の人は、5月に送付される納税証明書(継続検査用)付きの納税通知書にて現金で納めてください。※初度検査年月が平成25年3月以前の車両は重課となり、税額が上がっています。車検証の「初度検査年月」欄をご確認ください

問

軽自動車税
 困務課諸税証明係
 (☎内線1063)
 県住民福祉課税務保険係
 (☎内線2122)
 自動車税
 群馬県自動車税事務所
 (☎027-263-4343)
 高崎行政県税事務所
 (☎027-322-6297)

身体障害者などに対する軽自動車税の減免について

身体障害者手帳等(※)を4月1日時点でお持ちで、障害の程度、自動車の所有者・運転者などが一定の条件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免になる場合があります。詳しくは市庁を確認するか、下記までお問い合わせください。

※身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(「A」判定)または精神障害者保健福祉手帳(「1級」判定かつ「自立支援医療受給者証」)をさ

します

申請期限 6月1日(月)

手続時に必要なもの

減免申請書(お持ちの人)、身体障害者手帳等(精神障害の人は自立支援医療受給者証も必要です)、運転する人の運転免許証、対象車両の車検証、納税通知書、申請者のマイナンバーカード(もしくはマイナンバー通知カードと本人確認書類)。

※減免を受けられる車両は障害者

1人につき1台です。自動車税(普通自動車)の減免を受けている人は軽自動車税の減免は受けられません。自動車税(普通自動車)については群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)にお問い合わせください

申・問

困務課諸税証明係
 (☎内線1063)
 県住民福祉課税務保険係
 (☎内線2122)

「戸籍に記載される振り仮名」の届出期間終了について

本籍地から送付された「戸籍に記載される振り仮名の通知書」に記載された振り仮名が異なっていた人のみをお願いしていた届出は、5月25日で期間終了となりま

す。該当する人は期間内に届出をお願いします。なお、振り仮名が異なっていて期間内の届出を忘れた場合も、1回のみ家庭裁判所の許可不要で変更届出ができます。

問法務省設置の振り仮名コールセンター(☎0570-05-0310、5月26日まで)

困市民課記録係(☎内線1103)